

2. 第 48 号議案 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例の件

(1) 改正の理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）が改正されたこと等に伴い、「神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例」（以下「条例」という。）の一部を改正する。

(2) 改正の概要

① 自動車車庫等の防火区画の見直し（条例第 42 条）

政令改正により、建築物の一部を小規模な自動車車庫の用途に供する場合に、当該部分とその他の部分とを壁等で区画する防火区画に関する規定が廃止されたため、当該規定を補完する条例の規定についても廃止する。

② 長屋の階数制限の見直し（条例第 44 条）

法改正により、3 階建て共同住宅等は耐火建築物等としなければならないとする規定が見直され、3 階建てであっても小規模で警報設備を設けた場合には耐火建築物等としなくてもよいとされた。この改正に伴い、長屋の階数制限を定める条例の規定についても、小規模で警報設備を設けた場合には、3 階建てであっても耐火建築物等としなくてもよいものとする。

③ その他法改正等に伴う見直し等

ア 漢字表記への変更

イ 告示の改正に伴う号ずれの修正

ウ ①の改正に伴うその他規定の整理等

(3) 条例の施行

公布の日から施行する。

第48号議案

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例の件
神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月11日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例
神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第31条中「第42条第5号」を「第42条第3号」に改める。

第39条第1項中「けあげ」を「蹴上げ」に改める。

第42条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第44条を次のように改める。

（木造の長屋の階数制限）

第44条 主要構造部である柱又ははりが木造である長屋（耐火建築物であるものを除く。）は、地階を除く階数を2（次に掲げる長屋にあっては、3）以下としなければならない。

(1) 準耐火建築物である長屋

(2) 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イ(1)から(9)までに定める構造方法（同号イ(9)にあっては、ただし書に規定する構造に限る。）を用いる長屋

(3) 延べ面積が200平方メートル未満の長屋（法第27条第1項第1号に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）

第49条第2項中「，第42条第1号」を削る。

第49条の2第1項中「若しくは」を「又は」に、「，第43条第2項及び第44条」を「及び第43条第2項」に、同条第2項中「第42条」を「第24条第4項及び第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(耐火構造等でない建築物の上階における共同住宅又は寄宿舍の制限)

第31条 共同住宅でその住戸及び住室の用途に供するもの又は寄宿舍でその寝室の用途に供するものの床面積の合計が、それぞれ150平方メートルを超えるものについては、次に掲げる建築物（主要構造部を準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、1時間準耐火基準（令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準をいう。第42条第5号において同じ。）に適合するものに限る。）としたものを除く。）の上階に設けてはならない。

(1)～(3) 略

(学習塾の階段及びその踊場並びに廊下)

第39条 学習塾の用途に供する建築物の主要な階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法は、次の表に掲げる数値としなければならない。

略	略
階段の <u>けあげ</u> の寸法	略
略	略

2 略

(自動車車庫等の構造)

第42条 建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合には、当該建築物は、次に掲げる構造としなければならない。

(1) 自動車車庫等と他の部分とを準耐火構造とした壁又は防火設備で区画すること。

第42条第3号

蹴上げ

<u>蹴上げ</u>	

(2) 前号の防火設備は、令第112条第18項第2号に規定する構造とすること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(木造の長屋の階数制限)

第44条 主要構造部である柱又ははりが木造である長屋（耐火建築物であるものを除く。）は、地階を除く階数を2（準耐火建築物である長屋又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イ(1)から(10)までに定める構造方法（同号イ(10)にあつては、ただし書に規定する構造に限る。）を用いる長屋にあつては、3）以下としなければならない。

（避難上の安全の検証を行う建築物の階及び建築物に対する基準の適用）

第49条 略

2 建築物のうち、当該建築物が令第129条の2第1項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、同項に規定する全館避難安全検証法により確かめられたもの又は同項に規定する国土交通大臣の認定を受けたものについては、第24条から第26条まで、第28条第3号、第30条第1項第2号、第33条第2項、第39条第2項、第42条第1号及び第45条の2第1項の規定は、適用しない。

(1)

(2)

(3)

(木造の長屋の階数制限)

第44条 主要構造部である柱又ははりが木造である長屋（耐火建築物であるものを除く。）は、地階を除く階数を2（次に掲げる長屋にあつては、3）以下としなければならない。

(1) 準耐火建築物である長屋

(2) 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イ(1)から(9)までに定める構造方法（同号イ(9)にあつては、ただし書に規定する構造に限る。）を用いる長屋

(3) 延べ面積が200平方メートル未満の長屋（法第27条第1項第1号に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）

(建築物の主要構造部に関する制限の特例)

第49条の2 令第108条の3第3項に規定する建築物に対する第24条第1項若しくは第4項、第31条、第42条、第43条第2項及び第44条の規定(次項において「耐火性能関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第42条の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、その防火設備の構造は特定防火設備とみなし、当該建築物に対する耐火性能関係規定(第42条を除く。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

又は

及び第43条第2項

第24条第4項及び第43条第2項

第24条第4項及び第43条第2項